

郵便による戸籍証明等の取り寄せ方法について

本籍が長島町（旧長島町・旧東町）にあり、窓口に来ることができない方は下記の必要書類を揃えて、郵便で戸籍謄・抄本、除籍謄本、改製原戸籍、身分証明書、戸籍（除籍）附票の請求をしてください。

1. 申請書

【戸籍証明等の請求書】に、必要事項を全て記入してください。

※請求書が印刷できない方は、お持ちの用紙（便箋等）に下記の①から⑦を記入してください。

- ① 請求者の住所・氏名（押印）
- ② 平日 8：30～17：15 に連絡のとれる電話番号
（請求内容等の確認でお電話させていただくことがあります。連絡がつかない場合、返送が遅くなりますのでご注意ください。）
- ③ 本籍・筆頭者氏名
- ④ 必要な人の氏名・生年月日
- ⑤ 請求者と必要な人との続柄
- ⑥ 必要な書類と必要枚数
- ⑦ 使用目的・提出先

2. 手数料

郵便局で、手数料分の【定額小為替】を購入 又は 【現金書留】。

※切手や収入印紙等は、手数料としてお取り扱いできませんのでご注意ください。

戸籍謄本（全部事項証明）	1通	450円	除籍謄・抄本	1通	750円
戸籍抄本（個人事項証明）	1通	450円	改製原戸籍	1通	750円
戸籍・除籍附票	1通	200円	身分証明書	1通	200円

定額小為替証書	定額小為替払渡票
12345-123456 指定受取人 おなまえ 様 1,000 円 おところ おなまえ 印	見本

※上記の ○ 部分は 記入しないでください。

また、定額小為替証書及び定額小為替払渡票は切り離さないでください。

3. 本人確認書類（平成20年5月1日から必要）

※ご請求者様の本人確認書類のコピーを同封してください。

長島町では保険証1点での申請は受付しておりませんので、ご注意ください。

【1つで確認可能なもの】

- ・ 運転免許証
- ・ 顔写真付きの住基カード
- ・ 身体障害者手帳

【複数で確認可能なもの】

- ・ 健康保険証
- ・ 顔写真なしの住基カード
- ・ 各種年金証書または手帳
- ・ パスポート
- ・ 官公署発行の資格証など

4. 返信用封筒

送付先の住所及び宛名を記入し、切手を貼った封筒。

原則、本人確認書類に記載の住所に送付することになります。それ以外への送付希望の方は、別途、資料が必要になりますのでご連絡ください。

※お急ぎの方は、【速達】扱いでご請求ください。また、返信用封筒にも速達料金分の切手を貼ってください。

1～4の必要書類を同封し、下記まで送付してください。

【宛先・お問い合わせ先】

〒899-1498
鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地1
長島町役場 町民福祉課戸籍住民係
TEL：0996-86-1111（代表）

※ 郵便を出されてからお手元に書類が届くまで、約1週間程かかります。
長島町までの必要日数につきましては、お近くの郵便局でご確認ください。

※ 長島町（旧長島町・旧東町）においては、平成17年10月1日付けで戸籍の電算化（横書き）をしております。
電算化前に婚姻・死亡・養子縁組などで除籍になった方は電算化後の戸籍には記載されませんので、その方の記載が必要な場合は【改製原戸籍】をご請求ください。

戸籍証明等の請求書（郵便用）

長島町長 殿

平成 年 月 日

請求者 (実際に使う人)	住所 氏名 電話番号 () -			㊞
本籍				
筆頭者				
必要な人の名			生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日
必要なもの	戸籍謄本（全部事項証明） 通	除籍謄本（全部事項証明） 通	身分証明書 通	
	戸籍抄本（一部事項証明） 通	改製原戸籍謄本(昭和・平成) 通	戸籍附票（全部・一部） 通	
必要な人と 請求者との続柄	・本人 夫 妻子 父母 孫 祖父母 曾祖父母 ・その他 () ※ 代理人請求については委任状が必要な場合がありますので、 詳しくは長島町役場 戸籍住民係までお問い合わせください。			
用途・提出先	※ どのような戸籍が必要か詳しく書いてください。 例) 〇〇の出生から死亡まで 例) 〇〇と□□が一緒に載っているもの ・ 〇〇の住所から□□の住所までの履歴がわかる附票 等			

●手数料

【定額小為替】を購入 又は 【現金書留】。 ※切手や収入印紙等ではお取り扱いできません。

戸籍謄本（全部事項証明）	1通	450円	除籍謄・抄本	1通	750円
戸籍抄本（個人事項証明）	1通	450円	改製原戸籍	1通	750円
戸籍・除籍附票	1通	200円	身分証明書	1通	200円

●本人確認書類 ※ご請求者様の本人確認書類のコピーを同封してください。

長島町では保険証1点での申請は受付しておりませんので、ご注意ください。

【1つで確認可能なもの】

- ・ 運転免許証
- ・ 顔写真付きの住基カード
- ・ 身体障害者手帳

【複数で確認可能なもの】

- ・ 健康保険証
- ・ 顔写真なしの住基カード
- ・ 各種年金証書または手帳
- ・ パスポート
- ・ 官公署発行の資格証など

●返信用封筒

住所及び宛名を記入し、切手を貼ったもの。 ※原則、本人確認書類に記載の住所に送付。

※お急ぎの方は、【速達】分の切手を貼ってください。

※長島町（旧長島町・旧東町）においては、平成17年10月1日付けで戸籍の電算化（横書き）をしております。電算化前に婚姻・死亡・養子縁組などで除籍になった方は電算化後の戸籍には記載されませんので、その方の記載が必要な場合は【改製原戸籍】をご請求ください。